

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和8年6月23日

久万高原町長 河野 忠康
(ウェブは公印省略)

1 経営管理権集積計画の対象林

整理番号	住所・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の継続期間	備考
集R8-1	久万高原町西明神 2098-2	85 - 180-1	山林	0.76	10年	
同上	同上 同上	85 - 180-2	山林	0.38	10年	
同上	同上 2098-4	85 - 180-3	山林	0.19	10年	
同上	久万高原町下畑野川 乙94-1	141 - 17-1	保安林	1.64	10年	
同上	同上 同上	141 - 17-2	保安林	0.38	10年	
集R8-2	久万高原町上畑野川 乙290-2	171 - 2	山林	0.12	10年	
集R8-3	久万高原町直瀬 乙530	221 - 22	保安林	2.17	10年	
集R8-4	久万高原町下畑野川 甲1888	-	畑	0.15	10年	
同上	同上 乙745-1	-	山林	0.09	10年	
同上	同上 乙747	-	畑	0.04	10年	
同上	同上 乙748	-	山林	0.06	10年	
集R8-5	久万高原町下畑野川 乙746	-	山林	0.18	10年	
集R8-6	久万高原町上畑野川 乙576-1	178 - 25	山林	0.39	10年	
同上	同上 乙576-2	178 - 26	山林	0.07	10年	
			合計	6.62		

2 縦覧場所 久万高原町のホームページ、中予山岳流域林業活性化センター

3 本公告により、久万高原町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考) 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。